

令和07年度 第4回 世田谷警察署協議会 議事概要

開催日時 令和08年03月26日 午後03時00分～午後05時10分

開催場所 世田谷警察署 講堂

出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、警備課長、交通課長、生活安全課長代理の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 特殊詐欺の現状と対策について
  - (1) 特殊詐欺とは
  - (2) 令和7年の特殊詐欺被害の統計
    - ア 警視庁管内
    - イ 世田谷署管内
  - (3) 世田谷署の特殊詐欺抑止対策
    - ア 犯人からの電話に出ないための対策の推進  
各課による個別訪問
    - イ 無人ATM対策の推進
    - ウ コンビニ対策の推進
  - (4) 最近の世田谷署の特異検挙事例

- 2 協議会からの意見要望の取組結果について
  - (1) 防災三助について、広報啓発活動を推進してほしい。

【取組】

- ア 防災三助について、自助と共助の重要性をより理解していただくため、阪神・淡路大震災時の救出・救助活動結果について、生存率と救出状況の説明を行いながら広報啓発活動を実施した。
  - イ 公助が行き届かない現状を理解していただいた上で救出・救助訓練を実施したことで、救出・救助についてより関心を持っていただくことができた。
- (2) 災害時の車両の取扱いについて、広報啓発活動を推進してほしい。

【取組】

- 大震災が発生した場合、
- ア 緊急自動車専用道路等から速やかに移動する
  - イ 目的地に到着後は、車を使用しない
  - ウ 道路上に車を止めず、駐車場などに駐車する
  - エ やむを得ず車両を道路上に置いて避難しなくてはならない時は、車両を左側に寄せ、ドアロックはせず、エンジンキーを車内のわかりやすい場所に置いて避難する
- という行動をドライバーの方にとっていただきたいということを、広報啓発活動時に説明した。
- (3) 防災教育を推進してほしい。

【取組】

- ア 小学校の課外授業で来署した小学生に対し、地震発生時にとるべき行動をクイズ形式で出題、説明する防災教育を実施した。
- イ 児童館を利用する親子や高齢者に対し
  - (ア) 備蓄食料や非常持出品などの自宅でできる防災対策
  - (イ) 災害用伝言ダイヤルの活用及び避難の流れ
  - (ウ) 避難所などで役立つ身近な防災術などの防災教育を実施した。
- ウ 世田谷署管内に所在する事業所24か所において、防災に関する研修会を行い大震災に備えた社員の安全対策やBCPの整備、社員が帰宅困難者になることを踏まえた食料備蓄など、管内事業所とのパートナーシップ活動をより強固なものとした。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - 管内の自転車情勢について
  - (1) 令和7年中の世田谷署管内自転車関与交通人身事故の割合

- 事故の約半数は自転車が関与
- (2) 事故類型別  
出会い頭と単独が圧倒的に多い
  - (3) 路線別  
路地裏などでの事故が多い
  - (4) 時間帯別  
朝と夕の通勤時間に多い
  - (5) 年代層別  
就労世代が多い
  - (6) 負傷部位別  
頭部を負傷が多い
  - (7) 自転車に関する法改正
    - ア 令和5年4月1日ヘルメット着用の努力義務化
    - イ 令和6年11月1日自転車運転中のスマホ利用や飲酒運転などの危険行為に罰則
    - ウ 令和8年4月1日交通反則通告制度（青切符）が開始
  - (8) 交通反則通告制度とは
  - (9) 対象となる違反行為（反則行為）
  - (10) 自転車安全利用五則
    - ア 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
    - イ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
    - ウ 夜間はライトを点灯
    - エ 飲酒運転は禁止
    - オ ヘルメットを着用
- 2 協議会からの意見要望等
- (1) 自転車の反則行為について、データ配信などの活用を含めた啓蒙活動を行ってほしい。
  - (2) 大人に対する自転車の乗り方の講習について検討をしてほしい。
  - (3) 保護者と子供の安全な自転車の運転方法について、保育園や幼稚園、小学校等へチラシ配布等を行ってほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第3回 世田谷警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年12月17日 午後03時00分～午後04時45分

開催場所	世田谷警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 5名
------	-----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、警備課長、地域課長、会計課長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 遺失拾得業務について
  - (1) 遺失物法について
  - (2) 警察法について
  - (3) 遺失物取扱状況
    - ア 都内の落とし物取扱い状況
    - イ 落とし物の処理状況
    - ウ 遺失物届出手続きについて
  - (4) 最近の傾向と世田谷署管内の特徴
    - ア 令和6年拾得受理件数・令和6年遺失届受理件数
    - イ 置き配誤配送・iPhoneを探すアプリでの問合せ
    - ウ 三菱UFJ銀行首都圏ATM管理部署からの届出
    - エ 世田谷ポロ市での臨時拾得物遺失業務受付
  - (5) 動物の取扱いについて
    - ア 野生化した鳥について
    - イ ミーアキヤットの取扱い
    - ウ 条件付き特定外来生物について
  
- 2 協議会からの意見要望の取組結果について
  - (1) 巡回連絡を行う警察官の写真や似顔絵等が入った周知資料を作成し、事前に巡回連絡員を認知させてはどうか。
 

【取組】

訪問先マンションや交番等への掲示や配布を検討した結果、防犯上及び保安上の理由から見送りとした。
  - (2) 巡回連絡活動の周知について、新聞の折り込みチラシ等を活用して広く地域住民のみならず、企業や団体に対しても行ってはどうか。
 

【取組】

ア 管内を走る東急世田谷線の協力を得て各駅で巡回連絡の説明や協力を呼びかける画像を放映した。

イ 巡回連絡を周知するチラシ1万7,000部を、令和7年12月6日朝刊各紙に折り込み広告として配布した。

ウ 各自治会・町会と連携し、巡回連絡の案内等を掲載した交番新聞を各掲示板に掲示していただき、巡回連絡活動の周知を図った。

エ 世田谷署管内イベントや学校施設等において、巡回連絡に関するチラシやティッシュの配布及び説明を行った。

オ 世田谷署運転免許更新事務所やふれあい連絡協議会、管内マンション住人への講話等、あらゆる機会を捉えて巡回連絡の必要性和協力依頼について周知徹底を行った。
  - (3) 時期を限定してもよいので子供達の登下校時に挨拶等の声掛けを行ってほしい。
 

【取組】

ア 午前7時30分から午前8時30分までの間に各交番で行っている一斉立番時での声掛け、挨拶を実施

イ 世田谷署管内小学校の登下校時警戒活動での声掛け、挨拶の実施

ウ 見守り活動、パトロール警戒活動での声掛け、挨拶の実施

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - 地震災害対策について
    - (1) 都心南部直下地震の被害想定(世田谷区)について
    - (2) 大震災発生時における警察活動について
      - ア 警備要員の確保

東京都に震度6弱以上の地震が発生した場合及び自所属が管轄する区市町村で震度5強の地震が発生した場合、職員は速やかに参集することが義務づけられている。

- イ 活動拠点と通信の維持  
災害時協定（大震災発生時の警察署代替施設）
    - （ア）昭和女子大学
    - （イ）日本大学
    - （ウ）東京農業大学
    - （エ）キャロットタワー代替施設での指令機能移転訓練、無線環境点検を実施
  - ウ 関係機関との連携  
防災会議等を通じた連携
    - （ア）災害対策本部（世田谷区）
    - （イ）行政機関（警察、消防、自衛隊）
  - （3）情報収集活動について
    - ア 第1報（20分以内に現在の状況を「あり・なし」で報告
    - イ 第2報（50分以内に周辺の状況を「大・中・小・なし」で報告
    - ウ 情報の共有
  - （4）交通対策について  
第一次交通規制
    - ア 環状七号線流入対策検問（都心方向への通行禁止）
    - イ 緊急自動車専用路確保検問（246号線、首都高通行禁止）
    - ウ 幹線道路対策（環状八号線流入対策）
  - （5）救出救助活動について  
救出救助部隊として指定している署員を中心に編成
  - （6）避難誘導活動・帰宅困難者対策について
    - ア 被災状況を考慮した的確な広報及び避難誘導活動
    - イ 滞留状況に応じた帰宅困難者対策
  - （7）行方不明者の捜索・検視活動について
    - ア 関係機関と連携して捜索活動及び安否確認作業を実施
    - イ 遺体の指紋、掌紋、歯型、DNA等を活用した身元確認作業等を実施
  - （8）防災の三助
    - ア 自らの命は自らが守る「自助」
    - イ 自分たちの街は自分たちで守る「共助」
    - ウ 警察、消防などの行政機関による「公助」
  - （9）広報啓発活動
    - ア 防災イベント、ふれあい連絡協議会、各町会などでの広報活動
    - イ 広報誌の活用、便利グッズの紹介
    - ウ 管内住民の方々による参加型訓練
      - （ア）建物を破壊し救出する訓練
      - （イ）テコを利用した訓練
      - （ウ）防災服の試着体験
      - （エ）簡易担架による搬送訓練
- 2 協議会からの意見要望等
- （1）防災三助の広報活動の推進
  - （2）災害時の車両の取扱いについての広報活動の推進
  - （3）防災教育の推進

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第2回 世田谷警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年09月29日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所 世田谷警察署 会議室  
出席者 協議会委員 8名  
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、地域課長代理、刑事組織犯罪対策課長代理の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 管内の取締り重点路線等について
  - (1) 取締り重点路線等設定の目的  
重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動を実施する路線を署単位で明らかにするもの。
    - ア 速度取締り
    - イ パトカーや白バイ等による赤色灯点灯走行等の警戒活動
    - ウ その他交通事故に直結する交通違反の取締り
  - (2) 管内交通人身事故発生状況(昨年下半期)  
国道246号47件、環状7号線23件、世田谷通り24件
  - (3) 交通事故の主な原因  
スピードの出し過ぎ、脇見、車間距離が近い、無理な進路変更、駐車車両を避ける、飲酒運転
  - (4) 取締りを行う主な違反態様  
駐車違反、速度超過、飲酒運転、信号無視、歩行者横断等妨害、一時不停止、進路変更禁止違反、指定通行区分違反、通行区分違反(電動キックボード等の歩道通行)
  - (5) 駐車違反取締り活動ガイドライン
    - ア 最重点路線  
国道246号、世田谷通り、環状8号線
    - イ 重点路線  
環状7号線、茶沢通り、三宿通り、駒沢通り、三宿池尻通り
    - ウ 最重点地域
    - エ 重点地域
  - (6) 取締り重点路線  
国道246号線、環状7号線、環状8号線、世田谷通り、駒沢通り、淡島通り、三宿通り、千歳通り
  - (7) ゾーン30・小学校周辺地区
    - ア ゾーン30  
生活道路集積地域における、最高速度30キロ毎時の速度規制、路側帯の設置及び拡幅等の交通安全対策実施区域
    - イ 小学校周辺地区  
私立2校を含む18校周辺地域における、登下校時間帯に小学校付近を通行する車両の速度抑制実施区域
- 2 協議会からの意見要望の取組結果について
  - (1) 世田谷区から防犯カメラ設置の補助金が出ることについて、特に高齢者世帯等に周知する活動を推進してほしい。
 

【取組】

    - ア 各町会、防犯協会婦人部会等への防犯講話において、防犯カメラの設置による犯罪抑止効果や犯罪発生時の有効性等について説明した。
    - イ 全国地域安全運動支部長会議において、出席の各町会代表に対し、防犯カメラの必要性及び助成制度等について説明した。
  - (2) 防犯カメラの設置が少ない地域等があるのであれば、小学生等に防犯カメラに関する防犯意識向上のポスター等を作成してもらう等、防犯カメラ設置に対するマイナスメッセージを払拭するような広報啓発活動を推進してほしい。
 

【取組】

    - ア 令和7年9月現在、約3,600台設置されている。
    - イ 事件発生時、防犯カメラを活用した捜査により、早期検挙につながっている。
    - ウ FMせたがやに依頼し、ラジオ放送で広く区民に防犯カメラの有用性、必要性を発信した。

エ 来署者等に対する防犯カメラの有用性、必要性の説明の実施

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
地域警察活動について
  - (1) 管内概要について
    - ア 世田谷区の東部世田谷地域（経堂地区を除く）を管轄しており、世田谷区の約18.2パーセントを管轄している。
    - イ 三軒茶屋等の繁華街や松陰神社や代官屋敷等の歴史と伝統ある閑静な住宅街もあり、多面性のある地域である。
  - (2) 地域警察について
    - ア 管内には交番8ヶ所、駐在所1ヶ所、地域安全センター2ヶ所が所在し、パトロールカー4台が稼働している。
    - イ 地域課では4交代制勤務を行っており、4つの係が1日ごとに交代して24時間地域の安全を守っている。
  - (3) 110番入電状況
    - ア 110番は年々増加傾向
    - イ 世田谷署では騒音苦情、交通事故、駐車苦情、酒酔い関係の通報が多い。
    - ウ 110番到着所要時間は、110番の増加に伴い長くなる傾向であるが、世田谷署では人員配置の見直しを行った結果、本年の到着所要時間が減少に転じた。
  - (4) 地域活動三本柱
    - ア パトロール等による検挙活動
    - イ 交通指導取締り
    - ウ 巡回連絡
  - (5) 初動活動  
事件発生現場にいち早く駆けつけ、犯人逮捕、現場保存、関係者からの聴取、緊急配備等を行っている。
  - (6) 立番・パトロール
    - ア 交番では交番の前に立ち、周囲を警戒する一步前立番を行っている。
    - イ 繁華街や犯罪発生地域において職務質問や警戒を実施し、住民の不安解消等のため、パトロールを重点的に実施している。
  - (7) 交通指導取締り
    - ア 自転車・電動キックボード等に対する指導・取締り
    - イ 放置車両に対する取締り
    - ウ 歩行者妨害や飲酒運転等、悪質交通違反に対する取締り
  - (8) 巡回連絡  
交番や駐在所の警察官が家庭や会社を訪問し、意見要望の聴取や犯罪被害防止、事故防止に関する情報提供を行っている。
    - ア 世田谷署管内は約12万3,000世帯で、警察官一人あたり、約1,000世帯を受け持っている。
    - イ 巡回連絡の現況について
      - (ア) 警察官と認めてもらえないことがある。
      - (イ) オートロックマンションでは各戸訪問ごとにエントランスに戻り、都度呼び出しを行っている。
      - (ウ) マンションでは予約がなければ管理組合から入室を断られる場合がある。
  - (9) 地域密着活動  
ふれあいポリスを中心として、交番勤務員による地域活動への積極的な参加を行い、町会や学校との連携を図っている。
- 2 協議会からの意見要望等
  - (1) 巡回連絡を行う警察官の写真や似顔絵等が入った資料を作成し、事前に巡回連絡員を認知させてはどうか。
  - (2) 巡回連絡活動の周知について、新聞の折り込みチラシ等を活用して広く地域住民のみならず企業や団体に対しても行ってはどうか。
  - (3) 時期を限定してでもいいので、子供達の登下校時に挨拶等の声掛け活動を行ってほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

令和07年度 第1回 世田谷警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年06月17日 午後03時30分～午後04時30分

開催場所 世田谷警察署 講堂  
出席者 協議会委員 8名  
署長ほか 5名

内 容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。  
また、生活安全課長、刑事組織犯罪対策課長代理の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 採用活動の取組について
  - (1) 採用業務の概要
    - ア 令和7年度警察官採用試験
    - イ 警察行政職員
    - ウ 特別捜査官
  - (2) 当庁の受験者数・合格者数の推移
  - (3) 世田谷警察署の採用施策
    - ア 管内大学等への働きかけ
      - (ア) 新入生説明会を利用した採用セミナー
      - (イ) 文化祭での採用ブースの設置
      - (ウ) 公務員志望者向けの業務説明
    - イ 公務員合同採用説明会の実施  
年に2回、自衛隊、各道府県警、消防、海上保安庁等と合同で公務員志望者を対象に大規模な採用説明会を開催
    - ウ 警察署一日体験
      - (ア) 指紋採取体験
      - (イ) 交番見学
      - (ウ) 白バイ乗車体験
      - (エ) 大楯訓練体験
      - (オ) 署員との座談会
      - (カ) パトカー見学・乗車体験
    - エ 他係との連携・様々な場面での受験勧奨
      - (ア) 警備課主管体験型防災フェア
      - (イ) 生活安全課主管環境フェスタ
      - (ウ) 警備課主管パートナーシップ広報啓発活動
      - (エ) 日本赤十字社による世田谷警察署での献血活動
    - オ 合格者への辞退防止活動  
合格者に向けた手紙の送付やこまめな連絡のやりとり等
  - (4) 令和6年度の警察官採用推進状況  
警視庁全体の受験者数低下を食い止めるため、より効果的な受験勧奨を模索し、採用活動を推進した。
- 2 協議会からの意見要望の取組結果について
  - (1) スケートボード少年に関する地域住民等との連携強化
    - ア 駒沢公園近隣住民、公園管理事務所、東京都公園協会職員等と連携したマナーアップキャンペーンを実施
    - イ 世田谷区立中学校生活指導主任会議での学校教職員、世田谷少年センター職員、子供家庭支援センター職員との情報共有、意見交換を実施
    - ウ 世田谷地区における保護司、民生・児童委員、児童福祉司、世田谷区立小中学校校長、子供家庭支援センター職員が参加する世田谷地区青少年補導連絡会において情報共有、意見交換を実施
  - (2) 生きづらさを抱えている少年に対する広報啓発活動
    - ア 各学校等における防犯講話の実施
      - (ア) 児童養護施設東京育成園において、小学校5年生から高校3年生までの児童・少年に対して防犯講話を実施
      - (イ) 青鳥特別支援学校における防犯講話を実施予定
      - (ウ) 世田谷警察署管内所在の中学校、高校、大学、専門学校において、闇バイトに加担させないための防犯講話の継続実施
    - イ 保護者向けアプリの活用について

- (ア) 世田谷区立中学校、高校での保護者向け連絡アプリについては、教育総合センターが管理しており、外部団体の利用は不可であるとの回答を得た。
- (イ) 各私立学校においては、学校独自の連絡アプリを使用している学校もあり、闇バイトに関するチラシデータ配信した。
- (3) 万引き発生時における管内店舗等に対する通報依頼  
世田谷警察管内に所在するコンビニエンスストア、ドラッグストア、小売店舗等計170店舗に対して万引き防止に関するポスターやポップ等を配布し、万引き等発生時における110番通報依頼を実施

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
防犯カメラの活用について
  - (1) 防犯カメラの種類
    - ア 自治体や町会等が管理しているもの
    - イ 施設管理者等が管理しているもの
    - ウ 個人等が管理しているもの
  - (2) 世田谷署管内の防犯カメラ  
世田谷署が把握している管内防犯カメラ設置は約3,500か所以上
  - (3) 画像データの迅速な収集と分析
    - ア 防犯カメラ画像が記録されている記録媒体は、一定期間を過ぎるとデータが上書きにより消去されてしまう。
    - イ 世田谷署では事件発生後、速やかに防犯カメラ画像等を収集・分析するために初動捜査班を設置している。
    - ウ 警視庁本部の捜査支援分析センターや機動捜査班等と連携し、初動捜査体制の強化を図っている。
  - (4) 画像収集・解析の現場
    - ア 捜査員が現場周辺を歩いて防犯カメラ設置状況を確認し、管理者と交渉した上で防犯カメラ画像を収集・解析し、捜査対象の映り込みがあれば進行先の防犯カメラ画像の確認をしていく。
    - イ 画角内のごく一部に捜査対象が映り込んでいる画像であっても、有力な捜査資料になる場合もある。
  - (5) 防犯カメラ画像等の解析事例
  - (6) 世田谷署における防犯カメラ捜査による検挙事例
    - ア 不同意わいせつ事案
    - イ 手交型特殊詐欺事案
  - (7) 世田谷区の取組  
防犯対策として、町会・自治会・商店街等の地域団体を支援する「安全安心まちづくり支援制度」と個人世帯を対象とした「住まいの防犯対策サポート事業」を行っており、それぞれ補助金が出されている。
- 2 協議会からの意見要望等
  - (1) 世田谷区から防犯カメラ設置の補助金が出ることについて、特に高齢者世帯等に周知する活動を推進してほしい。
  - (2) 防犯カメラの設置が少ない地域等があるのであれば、小学生等に防犯カメラに関する防犯意識向上のポスター等を作成してもらおう等、防犯カメラ設置に対するマイナスイメージを払拭するような広報啓発活動を推進してほしい。

[その他の意見要望等]

子供110番の家が少なくなったように思うが、どのような取組を行っているのか教えてほしい。

その他

令和06年度 第4回 世田谷警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月19日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所 世田谷警察署 講堂  
出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 6名

内容

会議に先立ち、生活安全課長、生活安全課長代理、交通課長、刑事組織犯罪対策課長代理の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 薬物事犯の現状及び大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の法改正について
  - (1) 過去5年間における薬物事犯の検挙状況
    - ア 薬物事犯の検挙人員
    - イ 薬物事犯被疑者の年齢分布
  - (2) 大麻乱用者の実態調査結果
    - ア 大麻を初めて使用した動機について
    - イ 大麻を初めて使用した経緯について
    - ウ 大麻に対する危険性の認識について
  - (3) 大麻取締法、麻薬取締法改正案成立(令和5年12月6日)  
大麻施用罪の創設
  - (4) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律公布  
(令和5年12月13日)
    - ア 大麻取締法・麻向法の改正の3つの要点
      - (ア) 大麻草から製造された医薬品の施用を可能とするための規定の整備
      - (イ) 大麻等の施用罪の適用等に係る規定の整備
      - (ウ) 大麻草の栽培に関する規制の見直しに係る規定の整備
  - (5) 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律施行  
(令和6年12月12日)
  - (6) 大麻等施用罪の適用に係る経緯
    - ア 大麻事犯の検挙人員増加、若年層における乱用拡大
    - イ 使用に関する禁止規定や罰則がない。
    - ウ 大麻栽培者による「麻酔い」が犯罪として扱われる懸念があったが「麻酔い」  
することはないと調査結果から懸念が解消された。
    - エ 大麻等の不正な施用に関して、麻向法の禁止規定及び罰則を適用
  - (7) 薬物乱用防止に向けた広報啓発活動
- 2 協議会からの意見要望の取組結果について
  - (1) 自転車で児童を送迎する親を対象とした広報啓発活動
    - ア 保育園及び幼稚園(計8箇所)における交通安全教育を実施
    - イ 保護者に対して自転車用ヘルメットの着用の努力義務や怪我の抑止・軽減効果を記載したチラシを配布
    - ウ 新入学児童の保護者に対して小学校入学後は自転車の二人乗りが禁止行為になること及び自転車用ヘルメットの着用について指導を実施
  - (2) 自転車の基本的な交通ルールに関する広報啓発活動
    - ア 通行者、駐輪場利用者に対する指導、教養
    - イ 自転車販売店に対する広報活動
    - ウ 自転車シミュレーターを活用した運転指導
  - (3) 自転車の飲酒運転に関する広報啓発活動
    - ア 駅前等におけるデジタルサイネージ広報とチラシ配布
    - イ 啓発グッズとチラシ配布による飲食店に対する広報啓発活動

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
少年犯罪の現状と非行防止対策について
  - (1) 少年警察活動の目的  
少年の健全な育成
  - (2) 少年の特性
    - ア 環境の影響を受けやすい
    - イ 変化しやすい性質に富んでいる

- (3) 刑法犯少年の検挙人員の推移
- (4) 特殊詐欺事件での検挙人員の推移
- (5) 当署における少年犯罪の現状
  - ア 少年事件の取扱状況
  - イ 居住地別、年齢別の非行実態
  - ウ 検挙事例の紹介
  - エ 「スケートボード少年」の実態
- (6) 非行防止対策
  - ア 補導活動
    - 少年指導委員、少年補導員とともに繁華街や公園等を巡回して、少年に対する声掛けを実施
  - イ 少年相談活動
    - 少年や保護者から相談を受け、指導、助言、他機関への引継等を実施
  - ウ 非行防止教室、セーフティ教室
    - 授業の一環として児童、生徒に非行、被害防止に関する講話を行い、保護者や教職員、関係者との意見交換会を実施
  - エ 薬物乱用防止教室
    - 主に小中学生に対して薬物に関する具体的な事例等の講話を実施
  - オ 各種キャンペーン等
    - キャンペーンや学校との会議等を実施し、闇バイトをはじめとする非行に加担させないような講話を実施
  - カ 少年柔剣道訓練指導
    - 小中学生の少年を対象に当署道場において柔剣道指導を実施
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) スケートボードをする少年のい集や騒音が問題になっており、このような少年が非行に巻き込まれることもあるため、地域住民や学校教職員等との連携を強化して非行防止に努めてほしい。
  - (2) 生きづらさを抱えている少年は犯罪に巻き込まれやすいため、児童養護施設や特別支援学校等において非行防止の広報啓発活動をしてほしい。
  - (3) 店舗限りの指導警告では万引きをした少年が反省していない場合もあるため、管内の店舗等に対して被害を認知した際の通報依頼をしてもらいたい。
  - (4) 少年犯罪の未然防止のための対策を推進してもらいたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 世田谷警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月18日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所 世田谷警察署 講堂  
出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 5名

内容

会議に先立ち、生活安全課長、交通課長、警備課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 特殊詐欺被害防止対策
  - (1) 特殊詐欺の被害状況
    - ア 警視庁管内の被害認知件数と被害金額
    - イ 当署の被害認知件数と被害金額
  - (2) 世田谷署の被害防止対策
    - ア 窓口業務や各種取扱い等のあらゆる機会を利用した広報啓発
    - イ 犯人の電話に出ないための対策
      - (ア) 留守番電話設定
      - (イ) ナンバーディスプレイ設定
      - (ウ) 国際電話拒否設定
      - (エ) 迷惑防止機能付き電話や自動通話録音機の導入促進
    - ウ 「STOP! ATMでの携帯電話」対策等
      - (ア) 携帯電話で通話しながらATMを操作しない
      - (イ) ATMで通話している人への声掛け
  - (3) 特殊詐欺被害防止サポーター
    - ア 被害に遭いやすい高齢者の特殊詐欺被害防止に従事する元女性警察官
    - イ 活動内容
      - (ア) 高齢者宅訪問活動
      - (イ) 金融機関での声掛け活動
- 2 協議会からの要望に対する取組結果
  - (1) 地域住民、学生等を対象とした防災訓練や広報啓発活動の充実
    - ア ふれあい連絡協議会、各種イベントにおいて防災訓練や防災講話を実施
    - イ 管内企業対象の「世田谷パートナーシップ研修会」に、災害対策課から講師を招いて防災講話を実施
    - ウ 学生ボランティア研修会を実施
  - (2) 災害発生後の女性や子供の防犯対策
    - ア 発生しやすい犯罪
      - (ア) 民家や店舗に対する窃盗
      - (イ) 屋根等の点検修理名目で高額な費用を請求する詐欺や悪徳商法
      - (ウ) 女性や子供に対する性犯罪
    - イ 被害防止対策
      - (ア) 防犯ブザーの携行
      - (イ) 単独行動をしない
      - (ウ) 不審者に対する通報体制の強化

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
  - 自転車交通安全事故防止対策
  - (1) 当署における人身事故の発生状況
    - ア 自転車の関与する事故の件数と態様  
出会頭の事故が36件と最多、単独事故が昨年度から20件増加
    - イ 年代別の発生件数  
自転車第1当事者の事故は20代が最多、次いで10代が多い。
  - (2) 自転車ヘルメットの着用状況
    - ア 都内のヘルメット着用率  
13.2%で、全国平均15.2%を下回る。
    - イ 管内における自転車ヘルメット着用に関するアンケート  
着用の努力義務化について「知っている」が8割、「知らない」が2割
    - ウ 当署の着用促進の取組

- 管内の全小学校において3年生を対象に自転車教室を実施
- (3) 自転車に対する指導警告の状況
    - ア 三軒茶屋駅周辺等、事故の発生が多い幹線道路上で重点的に指導
    - イ 違反者に対する取締りや指導警告を強化
  - (4) 自転車交通違反の罰則強化
    - ア 自転車の酒気帯び運転、車両提供罪等の飲酒周辺者三罪の罰則適用
    - イ 自転車運転時における携帯電話使用等の罰則適用
- 2 警察署協議会からの意見要望等
- (1) 自転車で保育園や幼稚園等の児童を送迎する親を対象に、ヘルメット着用について広報啓発してほしい。
  - (2) 自転車の基本的な交通ルールについて、自転車販売店、駐輪場等、自転車に関わる場所を活用で広報啓発してほしい。
  - (3) 厳罰化された自転車の飲酒運転について広報啓発してほしい。

[その他の意見要望等]

中学生等の少年世代に向けて大麻等の薬物に関する広報啓発活動を推進してほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 世田谷警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年09月18日 午後03時00分～午後05時00分

開催場所 世田谷警察署 講堂  
出席者 協議会委員 9名  
署長ほか 6名

内容

会議に先立ち、会計課長、警備課長、地域課長代理、警備係長の出席について、各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 遺失・拾得物業務について
  - (1) 落とし物に関する手続
    - ア 落とし物をした際の流れ（遺失届を提出する際の留意点）
    - イ 落とし物を拾得した際の流れ
  - (2) 落とし物の現状
    - ア 都内の拾得物の取扱い状況
    - イ 拾得物の傾向と世田谷署管内の特徴
- 2 協議会からの要望に対する取組結果
 

地域住民と「顔が見える関係性」を築くための活動

  - (1) 交番勤務員がふれあいポリスと共に各種行事・活動へ参加
 

祭礼や合同パトロール等に、その地域を管轄する交番勤務員とふれあいポリスが参加して「顔が見える関係性」の構築を図った。
  - (2) 成果（地域住民の声）
    - ア 交番のおまわりさんを身近に感じることができた。
    - イ 地域で問題になっていることや犯罪を知ることができて良かった。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 

地震災害対策

  - (1) 災害対策の基本となる「防災三助」
    - ア 「自助」自らの命は、自ら守る
    - イ 「共助」自分たちの街は、自分たちで守る
    - ウ 「公助」行政機関による防災対策
    - エ 上記の「三助」を日頃から意識した訓練等の事前対策が大切
  - (2) 阪神淡路大震災時の調査結果
    - ア 1日でも早い救出・発見で生存率が向上
    - イ 救出された人の98%が「自助」と「共助」によるもの
  - (3) 警察署の災害対策
    - ア 管内住民に向けた対策
 

「自助」と「共助」を意識した救出訓練の実施
    - イ 署員に向けた対策
 

災害訓練の継続的な実施
- 2 警察署協議会からの意見要望等
  - (1) 地域住民、学生等を対象とした防災訓練や広報啓発をもっと積極的に実施してほしい。
  - (2) 広報啓発については、「自助」と「共助」の大切さ、災害後に犯罪被害に遭いやすい女性や子供の防犯対策に及ぶ内容としてほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 世田谷警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年06月12日 午後03時30分～午後05時00分

開催場所 世田谷警察署 講堂  
出席者 協議会委員 8名  
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、警務課長、生活安全課長代理、地域課長代理の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 1 ウェルカムけいしちょうについて
  - (1) 実施の目的
  - (2) 当署の実施状況
  - (3) 実施に伴う反響
- 2 協議会からの要望に対する取組結果について  
若者に対する加害者になるデメリットを強調した広報啓発活動
  - (1) 大学生に対する広報啓発  
大学の入学式等に署員が赴き、警視庁本部が作成した「闇バイト」の危険性について注意喚起する啓発動画を使用
  - (2) 中学・高校における「セーフティ教室」  
中学生・高校生に対して「闇バイト」の危険性について教養

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容  
「地域警察活動について」
  - (1) 管内情勢
    - ア 管内の概要
    - イ 110番入電状況等
    - ウ 地域課の構成
  - (2) 地域警察活動
    - ア 防犯指導  
巡回連絡を通じた活動
    - イ パトロール(警ら)  
犯罪の予防と検挙
    - ウ 交通指導取締り  
交通事故防止や円滑な交通環境の醸成
  - (3) 地域と密着した活動
    - ア ふれあいポリス  
(ア) 地域住民の活動に積極的に参加するなど地域に密着した活動  
(イ) 住民と警察の絆を深める存在
    - イ ふれあい連絡協議会  
(ア) 地域住民との意見交換の場として交番や駐在所の所管区単位で設置  
(イ) 昨年度は当署管内で計16回実施
    - ウ 駐在所の勤務員  
(ア) 警察官が家族とともに地域に居住  
(イ) 地域(受持区)に密着した活動を実施
- 2 警察署協議会からの意見要望等  
地域住民と「顔が見える関係性」を築いていくために、交番や駐在所の勤務員も、ふれあいポリスと連携して、もっと地域の活動に参加してほしい。

[その他の意見要望等]

交通安全運動のイベントや防犯教室等の機会に広報するなどして「ウェルカムけいしちょう」の認知度を向上させてほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。